

# ユニバーサルデザインタクシー 普及促進事業費補助金のご案内

県では、ユニバーサルデザインタクシー車両を導入するタクシー事業者及びリース事業者に対して、車両購入費用の一部を補助する制度を実施しています。

## ユニバーサルデザインタクシーとは

ユニバーサルデザインタクシーは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい「みんなにやさしい新しいタクシー車両」であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。



## 補助対象事業者

- ・宮城県内に営業所を有するタクシー事業者
- ・タクシー事業者に車両を貸与するリース事業者

※ 県内に住所（事務所又は事業所）を有すること、暴力団関係者でないことなどの要件があります。  
詳しくは、「補助事業実施の手引き」をご確認ください。

## 補助対象経費

- ・ユニバーサルデザインタクシーの**車両本体の購入に要する経費**（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）

## 補助対象車両

- ・以下全ての要件を満たすユニバーサルデザインタクシー
  1. 国の「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」に基づく認定を受けた車両であること
  2. 宮城県内で生産された車両であること（ジャパンタクシー、シエンタウェルキャブ仕様）
  3. 宮城県内に使用の本拠を置く車両であること
  4. タクシー事業を行うために使用する車両であること
  5. 新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く）であること
  6. 本補助金の交付を過去に受けたことが無い車両であること

## 補助金の限度額

認定レベル	区分	補助限度額		補助限度額
レベル1 レベル2	国の補助(※)を受ける場合	県補助金 40万円	参考：国補助(※) 60万円（想定）	県・国合計 100万円
(ジャパン タクシー)	国の補助(※)を受けない場合	②-1：県補助金 80万円	+20万円	県単独 80万円、 又は、100万円
レベル準1	国の補助(※)を受ける場合	県補助金 40万円	参考：国補助(※) 40万円（想定）	県・国合計 80万円
(シエンタ ウェルキャブ仕様)	国の補助(※)を受けない場合	県補助金 60万円	+20万円	県単独 60万円、 又は、80万円

※国の補助とは、国土交通省が実施する以下の補助金です。  
 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  
 なお、記載の国補助上限額はR5実績をもとにした現時点での想定

国の補助(※)を要望したものの受けられなかった車両に限る加算。

# 補助金申請手続

- ・補助金の申請手続は以下のとおりです。
- ・補助金の申請にあたっては、「**補助事業実施の手引き**」をご確認ください（県ホームページ参照）。

## 注意事項

- ・原則として**車両の導入（車両の発注、車両登録、代金支払等）の前に補助金交付申請**をしてください。
- ・県の交付決定前に車両の導入が必要な場合は、**必ず県に交付決定前着手届を提出**してください。

## 受付期間

令和6年4月1日（月曜日）から  
令和7年1月31日（金曜日）まで

- ※ **受付期間内であっても、  
予算がなくなり次第、受付を終了します。**

## 提出方法

申請書類は、**原則郵送**で提出願います。

- ※ **郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方法**によりお願いします。
- ※ **持参を希望される場合は、事前に下記連絡先まで来庁日時をご連絡**いただきますようお願いいたします。

## 必要書類

補助金の申請時に提出が必要な書類は、以下のとおりです。

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
  2. 事業計画書（様式第1号別紙1）
  3. 研修計画等申告書（様式第1号別紙2）
  4. 誓約書（様式第1号別紙3）
  5. 役員等名簿（様式第1号別紙4）
  6. 貸与料金算定根拠明細書（様式第1号別紙5）（リース事業者が申請する場合）
  7. 車両代金見積書の写し
  8. 国の交付決定通知又は内示通知の写し（国補助を受ける場合）
  9. 登記事項証明書（法人の場合）
  10. 住民票の写し（個人の場合）
  11. 県税の納税証明書
  12. 補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
  13. その他知事が必要と認める書類（補助限度額の加算を希望する場合はその内容がわかる資料を添付）  
例：国の補助の要望の写しなど
- ※ 補助対象車両の所有形態（タクシー事業者が自己所有する場合、リース事業者が所有しタクシー事業者に貸与する場合）により提出書類が異なります。詳細については、「**補助事業実施の手引き**」をご確認ください。

## 申請書類の提出先・お問い合わせ先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）

宮城県経済商工観光部 自動車産業振興室 企画班 UDタクシー補助事業担当

Tel : 022-211-2724

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始12月30日～1月3日を除く）

午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

補助金の申請にあたっては、  
県ホームページに掲載されている「**補助事業実施の手引き**」をご確認ください。

「**宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金**」のご案内

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jidousha/r6udtaxi.html>

